

株式会社ジョーニシ 行動計画

令和 6年 11月 25日

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に發揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年11月25日～令和9年11月25日までの3年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を50%以上にすること。

女性社員・・・取得率を80%以上にすること。

＜対策＞

- 令和6年12月～育児休業の取得及び利用促進について周知する。
対象社員を把握した場合は、制度の説明を行う。

目標2：年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする。

＜対策＞

- 各年 3月及び9月 有給休暇取得状況をとりまとめる。
- 各年 3月及び9月 社内掲示などで有給休暇の取得促進を行う。